

留学生の在留資格について

※これは2020年10月19日時点での情報です。

● これからも学校で勉強する人

◆ 「留学」の在留資格を更新できます

- － 行く学校が変わっても更新できます
- － 「資格外活動」の許可をもらえば、週28時間までアルバイトができます
- － 日本語学校に通っている人は、2年を過ぎても通っていいです
(そのときは、また「留学」の在留資格を更新してください)

● 学校を卒業したけれど、自分の国に帰ることができない人

◆ 「特定活動(6 か月)」の在留資格に変えられます

- － 働きたい人は、週28時間までアルバイトができます
(「資格外活動」の許可はなくていいです)
- － 帰ることができなくて在留資格を「留学」から「短期滞在」や
「特定活動(6 か月・仕事できない)」に変えた人も、また変えられます
- － 留学生の家族や元留学生の家族も在留資格を変えられます

◆ 「留学」の在留資格が残っていて、「資格外活動」の許可をもらっている人

は、卒業したあとも週28時間までアルバイトができます

- 卒業したあとの日本での仕事が決まっている人

◆ 条件が合えば、「技術・人文知識・国際業務」の在留資格などに変更できます

- 卒業したあとも日本で仕事を探したい人

(※大学、高等専門学校、専修学校専門課程を卒業した人だけです)

◆ 「特定活動」の在留資格に変えて、卒業してから1年間、就職活動ができます

－更新すれば、1年を過ぎても日本で就職活動ができます

－「資格外活動」の許可をもらえば、週28時間までアルバイトができます

在留資格について、いろいろなことばで相談できるところ
地域国際化協会

<http://www.clair.or.jp/j/multiculture/association/consultationlist.html>

よりそいホットライン

<https://www.since2011.net/yorisoi/>



さんこう しゅつてん
参考・出典

ほんごくとう きこく こんなん がいこくじん かかわ とりあつか しゅつにゆうこくざいりゆうかんり ちよう ねん
「本国等への帰国が困難な外国人に係る取扱い」(出入国在留管理庁2020年
がつ にちこうしんぶん
10月19日更新分)

<http://www.moj.go.jp/isa/content/930005847.pdf>

たげんごぼん
→多言語版はこちらから

http://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155.html

しんがた かんせんしょう えいきょう きこく こんなん ちゅうちよう きざいりゆうしやおよ もとちゆう
「新型コロナウイルス感染症の影響により帰国が困難な中長期在留者及び元中
ちよう きざいりゆうしや ざいりゆうしよしんせい とりあつか しゅつにゆうこくざいりゆうかんりちよう ねん
長期在留者からの在留諸申請の取扱いについて」(出入国在留管理庁2020年
がつ にちこうしんぶん
10月19日更新分)

<http://www.moj.go.jp/content/001320105.pdf>

しんがた かんせんしょう かんせんかくだいとう う りゆうがくせい たいおう
「新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた留学生への対応について」
しゅつにゆうこくざいりゆうかんり ちよう ねん がつ にちこうしんぶん
(出入国在留管理庁2020年10月19日更新分)

<http://www.moj.go.jp/content/001318472.pdf>

